

最高裁人任A第9号

(人い-2)

平成15年12月3日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 竹 崎 博 允

民事調停官及び家事調停官の任免等について（通達）

平成15年10月1日付けで民事調停官及び家事調停官規則（平成15年最高裁判所規則第15号）が公布され、平成16年1月1日から施行されることに伴い、民事調停官及び家事調停官の任免等に関し、下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

## 第1 採用選考

- 1 地方裁判所及び家庭裁判所は、最高裁判所から通知された、民事調停官又は家事調停官（以下「調停官」という。）の候補者に対して、採用のための面接を実施し、その結果を最高裁判所に報告する。
- 2 1の面接は、当該裁判所の長（又はその代理者）を含む複数の裁判官でこれを行う。

## 第2 解任上申等

- 1 調停官から辞任の願い出があった場合には、所属裁判所（その裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所。以下

第2において同じ。)は、その意見及び発令希望日を記載した書面に、辞任願いを添付して、最高裁判所に上申する。

2 民事調停官が民事調停法第23条の2第5項各号のいずれかに該当するに至った場合又は家事調停官が家事事件手続法第250条第5項各号のいずれかに該当するに至った場合には、所属裁判所は、該当条項を明示し、解任事由を具体的に記載し、これを証する書面を添付して、最高裁判所に上申する。

3 調停官が死亡した場合には、所属裁判所は、最高裁判所にその旨を報告する。

### 第3 定例執務日

1 調停官は、原則として、2の定例執務日に、所属裁判所において、執務を行う。

2 定例執務日は、所属裁判所の長（所属裁判所が簡易裁判所である場合には、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の長。以下同じ。）が、特定の曜日を指定する方法により、これを定める。ただし、特に支障がないと認める場合には、月の奇数週及び偶数週の別に、それぞれ特定の曜日を指定する方法により定めることができる。

3 2で指定された曜日に当たる日が裁判所の休日である場合には、これを定例執務日としない。

4 所属裁判所の長は、特定の定例執務日を変更し、又は取り消すことができる。

5 特定の定例執務日の変更及び取消は、1日単位とする。

### 第4 臨時執務日

1 調停官は、臨時又は緊急の必要性があるときは、定例執務日以外の日に執務することができる。

2 所属裁判所の長は、定例執務日以外の日について調停官から臨時執務日指定の申出があり、期日を実施するために必要であると認めるときは、同日を臨時執務日に指定する。

### 第5 履歴書の作成及び保管

- 1 地方裁判所及び家庭裁判所は、当該裁判所（地方裁判所にあつては、その管轄区域内の簡易裁判所を含む。）に所属する調停官について、履歴書を3部作成し、最高裁判所及び当該裁判所の所在地を管轄する高等裁判所に各1部を送付する。
- 2 1の履歴書の記載事項、記載方法及び記載事項の異動に関する報告については、裁判官の履歴書の例による。
- 3 高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所は、1の履歴書を当該調停官が退官するまでの間保管する。

付 記

この通達は、平成16年1月1日から実施する。

付 記（平成18年3月13日人任一A第000366号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記（平成24年11月1日人任一A第003117号）

この通達は、平成25年1月1日から実施する。